

東浦町耐震改修促進計画

令和 3 年 3 月

東 浦 町

目 次

第1章 はじめに.....	1
1-1 計画改定の背景.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 東浦町における地震被害の想定	3
第2章 計画の基本的事項.....	5
2-1 対象区域、計画期間、対象建築物.....	5
2-2 住宅、耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況と目標	17
第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策	23
3-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担	23
3-2 促進体制	24
3-3 耐震化及び減災化の普及・啓発	27
3-4 重点的に耐震化及び減災化を進める区域の設定	30
第4章 耐震化促進	32
4-1 住宅の耐震化促進のための支援制度	32
4-2 住宅に関するその他の取り組み	34
4-3 耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進.....	35
第5章 減災化促進	37
5-1 住宅・建築物に関する取り組み	37
5-2 その他の取り組み	40
第6章 計画達成に向けて	44

これまでの改定履歴

2007(平成 19)年度 「東浦町耐震改修促進計画」 策定

2012(平成 24)年度 中間年度の見直しによる 改定

2014(平成 26)年度 建築物の耐震改修の促進に関する法律改正による 一部改定

2020(令和 2)年度 計画期間更新に伴う見直しによる 改定

第1章 はじめに

1-1 計画改定の背景

阪神・淡路大震災以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取り組みが進められており、東浦町（以下、「本町」という。）では、東海・東南海の連動地震における被害想定等を踏まえ、

2007（平成19）年度に「東浦町耐震改修促進計画」（以下、「当初計画」という。）策定

2012（平成24）年度に計画の見直しによる改定

2014（平成26）年度には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）改正による一部改定を行い、住宅・建築物の耐震化や減災化の促進に取り組んできました。

このように耐震化を進めている中、近年においても、

東北地方太平洋沖地震（2011（平成23）年3月）

熊本地震（2016（平成28）年4月）

大阪府北部地震（2018（平成30）年6月）

北海道胆振東部地震（2018（平成30）年9月）

など、大規模な地震が発生しています。

愛知県は、

1944（昭和19）年の昭和東南海地震

1945（昭和20）年の三河地震

1946（昭和21）年の昭和南海地震

以降、幸いなことに大規模な地震による被害を受けておりませんが、東海・東南海・南海の3連動地震、いわゆる南海トラフ地震の発生が危惧されており、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域となっています。この南海トラフ地震に関しては、国の地震調査委員会（2018（平成30）年）において、今後30年以内のマグニチュード8～9クラスの巨大地震が発生する確率が従来の「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、本町においても住宅・建築物の耐震化は、喫緊の課題となっております。

また、これまでの経験から、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備等、被災者支援には相当な時間を要し、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたる可能性があります。建築物倒壊により長期間、住居や職場を失うということは、生活基盤そのものが揺らぐことになります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における感染症防止の観点からも在宅避難・分散避難がクローズアップされており、住宅の耐震化は、ますます重要になっています。

2018（平成30）年に発生した大阪府北部地震では、建築基準法の基準を満たしていないブロック塀の倒壊により尊い命が犠牲になっています。本町では、ブロック塀等の除却費に対する補助制度を創設しており、今後も愛知県と連携して、危険なブロック塀対策を推進してまいります。

そうした中、世界的には、2015（平成27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な世界を実現するための共通目標として、「17の持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されており、この目標（SDGs）の中には「11.住み続けられるまちづくり」が掲げられています。愛知県は、2019（令和元）年7月に内閣府から「SDGs未来都市」として選定され、「愛知県SDG

s 未来都市計画」を策定するなどSDGsの達成に向けた取り組みを推進しています。愛知県の主要な取り組みをSDGsの17ゴール（目標）ごとに整理した「愛知県SDGs政策パッケージ」において、「地震に強い安全・安心なあいち」を目指すため、住宅・建築物の耐震診断・改修の費用への補助による耐震化への促進に取り組んでいくこととしています。

これらを踏まえ、前計画の進捗状況の確認を行うとともに上位計画である愛知県の「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」（以下、「県計画」という。）等との整合を図りながら計画内容を検証し改定を行います。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「東浦町総合計画」、「東浦町地域強靱化計画」「東浦町地域防災計画」を上位計画とし、法に基づき、本町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画です。

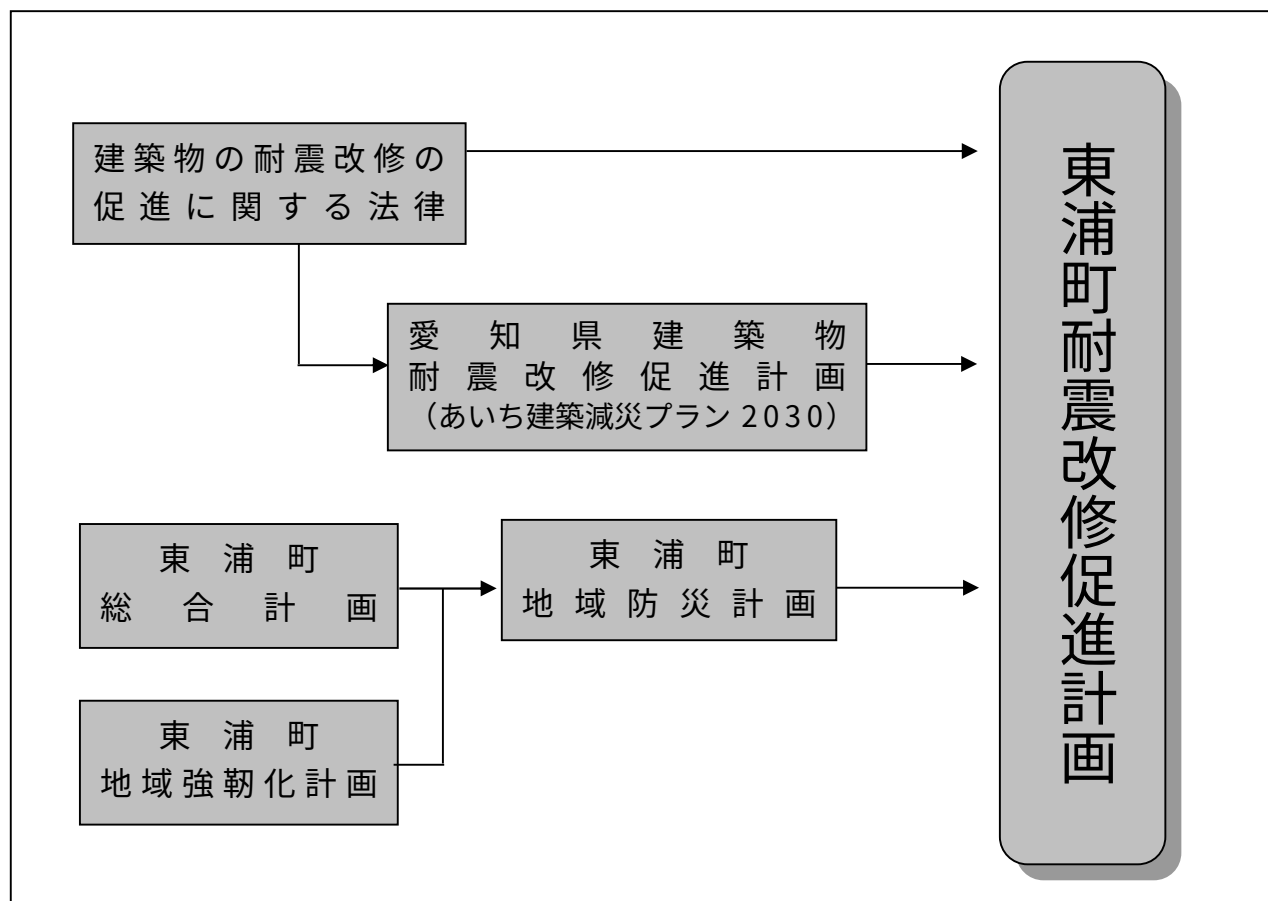


図 1.1 東浦町耐震改修促進計画の位置づけ

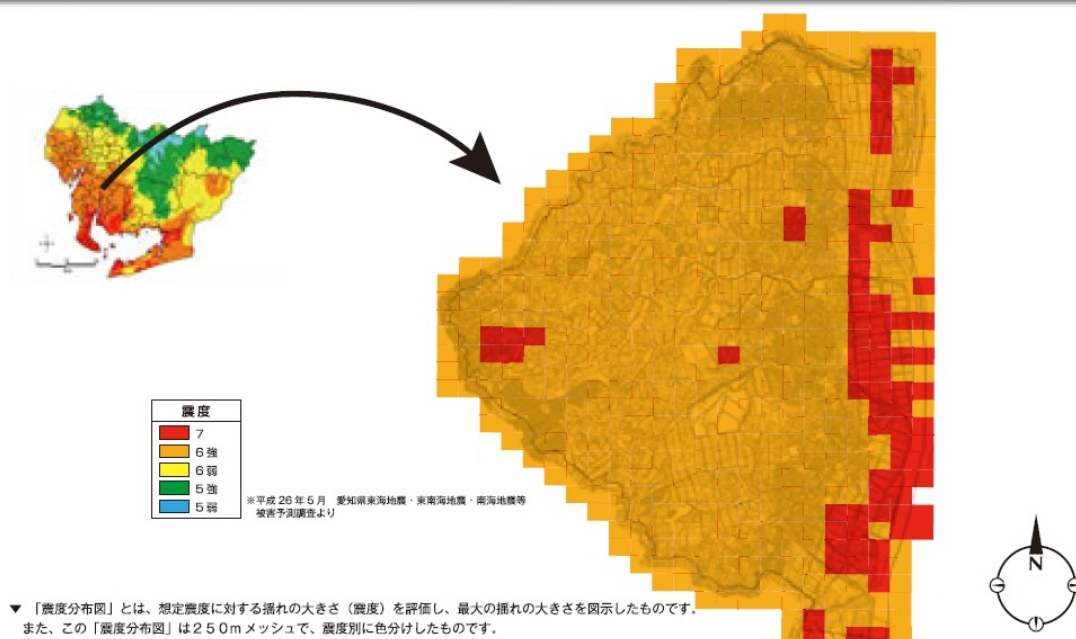
1-3 東浦町における地震被害の想定

1. 想定される地震の規模及び被害の状況

2020（令和2）年度時点では、東海・東南海地震の発生により生じる地震の規模及び被害の状況については、2003（平成15）年3月に愛知県防災会議地震部会により、被害想定がされています。その報告によると、東海地震と東南海地震が連動して発生した場合の地震の規模はマグニチュード8.27と想定されています。震度については、震源に近い知多半島、渥美半島、県東部及び濃尾平野など広い範囲で震度6弱以上（一部で震度7）となると想定されています。

本町においては、町域の大半が震度6弱、東部の低地沿いの一部で震度6強が予想されていましたが、2014（平成26）年5月30日に愛知県が公表した南海トラフ巨大地震での「理論上最大想定モデル」では、本町での最大震度は、震度6強から震度7と想定されているため、今後、国・県や中央防災会議などから発表される地震関連情報や取り組むべき対策などとの整合を図りながら、必要に応じ更新について検討することになります。

震度分布図(理論上最大想定モデル)



資料：東浦町防災マップ（平成26年度時点）

図1.2 震度分布図(理論上想定モデル)

また、建築物倒壊は、強い揺れが予想される衣浦湾沿いの低地では、全体的に建築物の倒壊率が高い傾向にあります。予測震度が同じでも、古い建築物の割合が多い地域では、倒壊率が高くなります。

2003（平成15）年3月の愛知県地震防災部会による本町での人的被害や建築物の被害は、東海・東南海地震連動の場合において、死亡者数約10人、ゆれ・液状化による建築物被害は全半壊合わせ

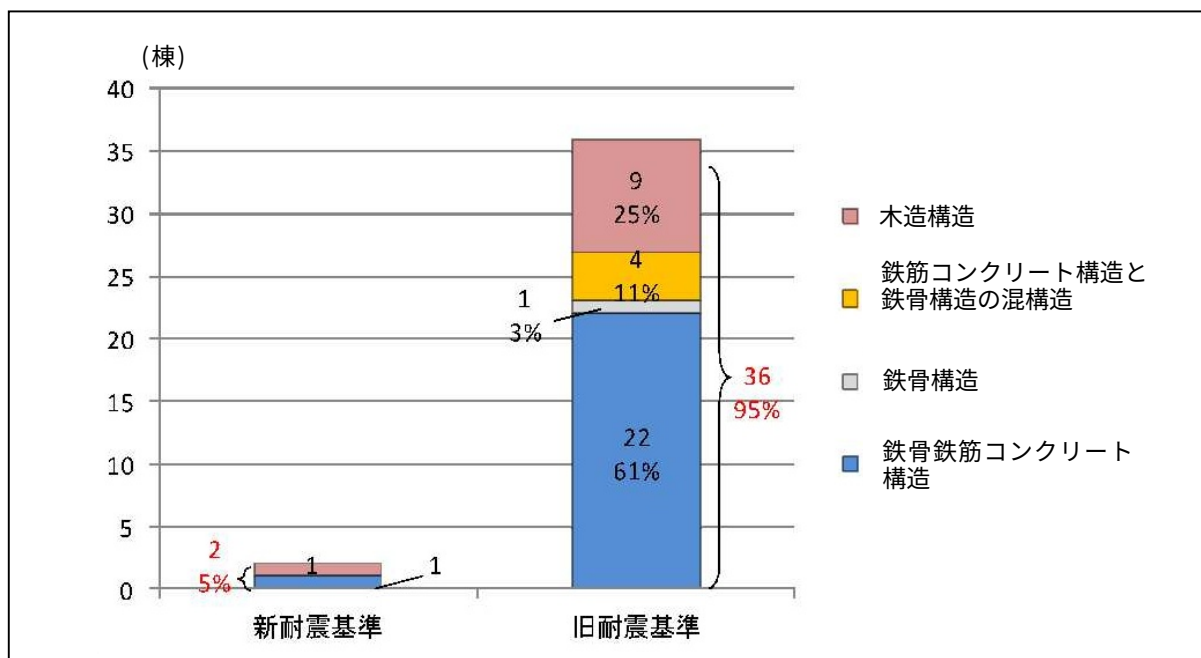
て約 1,920 棟と想定されていましたが、2014（平成 26）年 5 月 30 日に愛知県が公表した南海トラフ巨大地震での「理論上最大想定モデル」では、建物倒壊等、浸水・津波、火災による死者数は約 300 人、ゆれ、液状化、浸水・津波、火災による建物全壊は約 5,100 棟と想定が変わってきております。

この人的被害や建築物の被害についても、新たな想定をもとに、今後、県計画との整合を図りながら、必要に応じ更新について検討することになります。

【参考：東日本大震災における被害調査】

震動による建築物の被害に関して、国土交通省国土技術政策総合研究所及び(独)建築研究所が被害調査を実施した約 300 棟の建築物のうち、新耐震基準・旧耐震基準別の被害状況がわかりました。

大規模な被害があった建築物約 38 棟についてみると、その大半の約 95%が旧耐震基準で建てられた建築物であり、新耐震基準の建築物よりも大規模な被害が多いという結果となっています。



資料：国土交通省 平成 23 年度 政策レビュー結果

図 1.3 被害調査を行った建築物のうち、大規模な被害があった建築物の内訳
(耐震基準別、構造種別で分類)

第2章 計画の基本的事項

本計画は、本町における、地震による住宅・建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的とします。

そのため、本計画では住宅・建築物の耐震化の状況を整理し、耐震化と減災化（災害による被害をできる限り小さく抑えること）の目標を定めます。また、その目標を達成するために、国・県や所有者等と役割分担をし、方策を定め、耐震化及び減災化に取り組みます。

2-1 対象区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、東浦町全域とします。

2. 計画期間

国の方針及び県計画では、目標年次は2030（令和12）年度と設定されています。

これを踏まえ、本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

3. 対象建築物

本計画では、全ての住宅・建築物を対象とします。特に、1981（昭和56）年5月31日以前に着工された旧耐震基準で建てられた住宅、耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進します。

また、耐震化することが困難な住宅・建築物に対しては、減災化を促進します。

(1)住宅

戸建住宅及び共同住宅（長屋を含む）

(2)耐震診断義務付け建築物

耐震診断義務付け建築物は、以下のように分類されます。

a.要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

既存耐震不適格建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるもの。

b. 要安全確認計画記載建築物(法第7条)

既存耐震不適格建築物のうち、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な病院等の建築物や、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物で、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図る必要があるものとして、地方公共団体の耐震改修促進計画に記載されるもの。本計画では、要安全確認計画記載建築物は、以下のように区分されます。

b-1 防災上重要な建築物

b-2 通行障害既存耐震不適格建築物

[a. 要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)]

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるため、法において、用途や規模が、表 2.1 のとおり規定されています。対象の建築物の所有者に対して、耐震診断の結果を 2015（平成 27）年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告することが義務付けており、2017（平成 29）年 3 月に、報告を受けた対象建築物の耐震診断の結果を所管行政庁ごとに、公表しています。

表 2.1 要緊急安全確認大規模建築物

用 途	対象建築物の規模
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2 以上かつ3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1 以上かつ5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3 以上かつ5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2 以上かつ5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2 以上かつ1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数3 以上かつ5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1 以上かつ5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

[b. 要安全確認計画記載建築物 (法第7条)]

大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、既存耐震不適格である建築物（防災上重要な建築物）や、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）については、耐震診断を行い、耐震改修の促進を図る必要があるため、用途や道路を本計画に位置づけ、耐震診断義務付け建築物（要安全確認計画記載建築物）とします。

b-1. 防災上重要な建築物

耐震診断を義務付ける防災上重要な建築物について、法第5条第3項第1号の規定に基づき、次のとおり対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物を除く）を指定するとともに、所管行政庁へ報告する耐震診断結果の報告期限を定めます。

表 2.2 防災上重要な建築物と耐震診断結果の報告期限

指定 2015 (平成 27) 年7月	耐震診断結果の報告期限 2019 (平成 31) 年3月 31 日
ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>指定避難所</u> (想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。) で<u>被災した住民が滞在することとなる建築物</u>のうち、既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物に限る。) であるもの。 イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>災害拠点病院</u>及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている<u>病院群輪番制参加病院</u>で、<u>診療機能を有する建築物</u>のうち、既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物に限る。) であるもの。 なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。	
追加指定 2021 (令和 3) 年3月	耐震診断結果の報告期限 2024 (令和 6) 年 12 月末日
ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>指定避難所</u> (想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。) で<u>被災した住民が滞在することとなる建築物</u>のうち、既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物に限る。) であるもの。 <u>ただし、指定時に市町村により耐震性があると確認されたものを除く。</u> イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>災害拠点病院</u>及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている<u>病院群輪番制参加病院</u>で、<u>診療機能を有する建築物</u>のうち、既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物に限る。) であるもの。 なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。	

b-2. 通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震診断義務付け道路に接するもの)

耐震診断を義務付ける通行障害既存耐震不適格建築物は、法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、図 2.1 の要件に該当する耐震不明建築物で、本計画で指定する耐震診断義務付け道路に接しているものとし、所管行政庁へ報告する耐震診断結果の報告期限を表 2.3 のとおり定めます。

愛知県における耐震診断義務付け道路は、愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第 1 次緊急輸送道路を基本に、広域的な避難、救助の観点から、沿道建築物の耐震化に緊急かつ重点的に取り組む道路として、図 2.2 及び表 2.3 に示す道路とします。

また、2018（平成 30）年の法改正に伴う、耐震診断を義務付ける組積造の塀の敷地に接する道路については、同様に、図 2.2 及び表 2.3 に示す耐震診断義務付け道路とします。当該道路において、法の規定による組積造の塀は、確認されておりません。

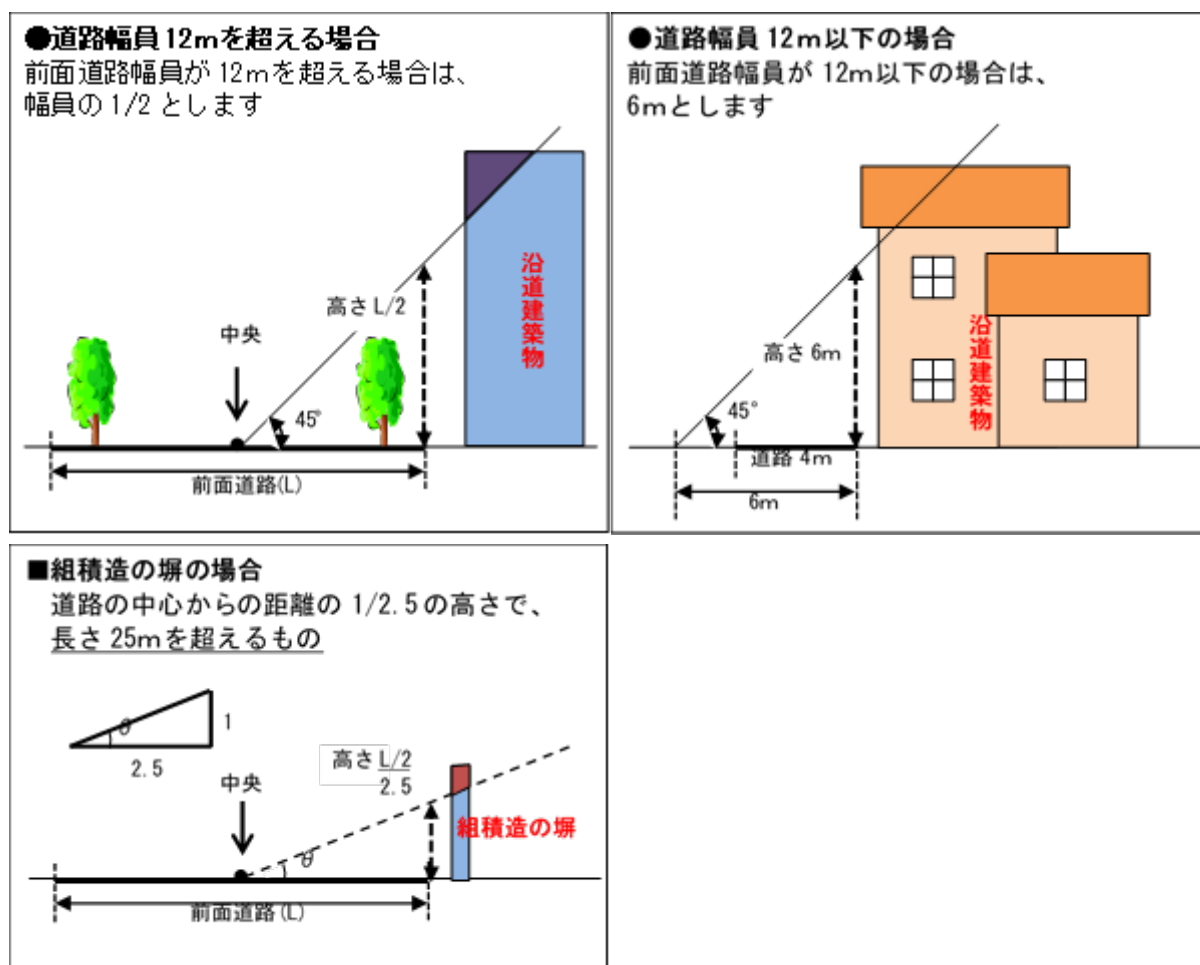


図 2.1 通行障害の要件

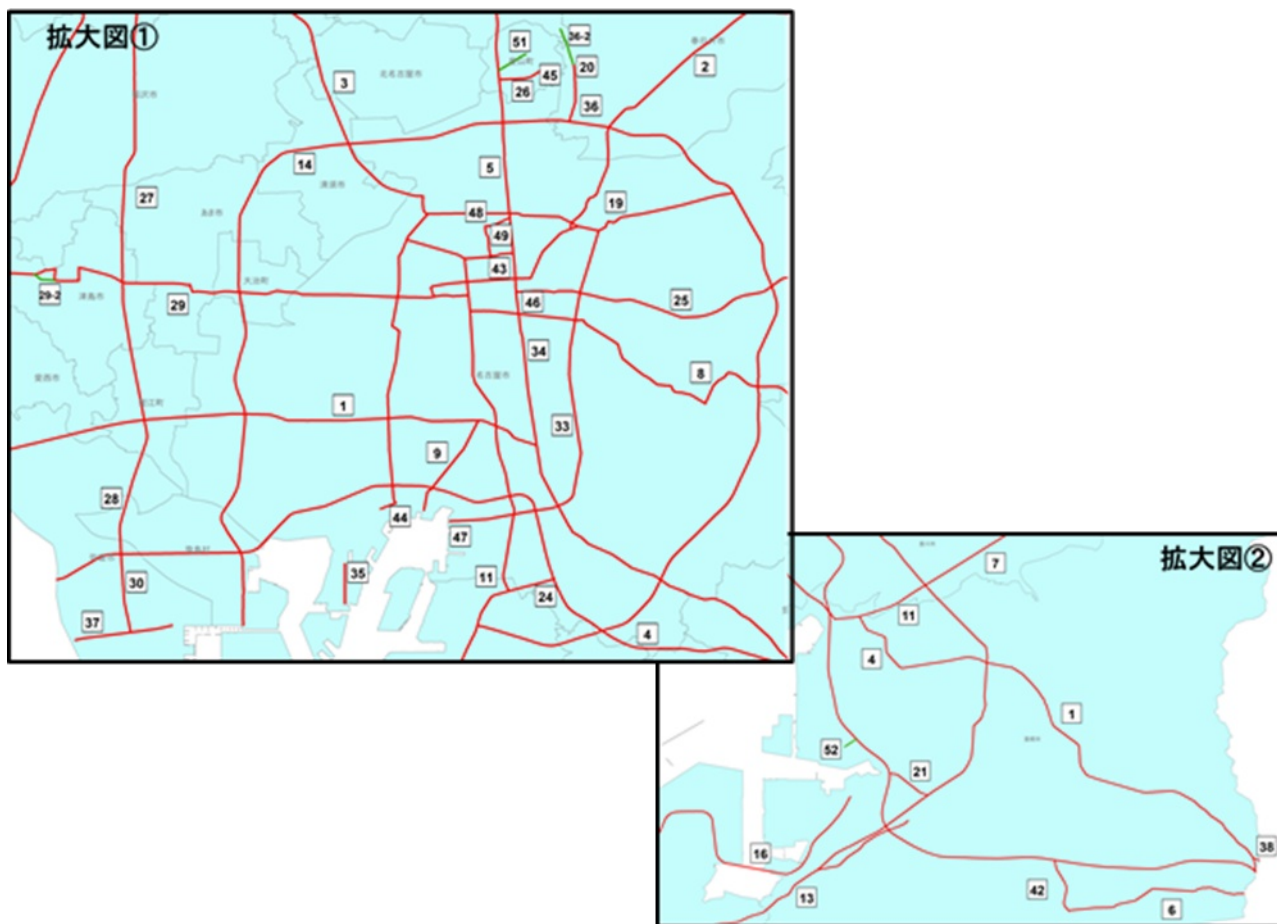
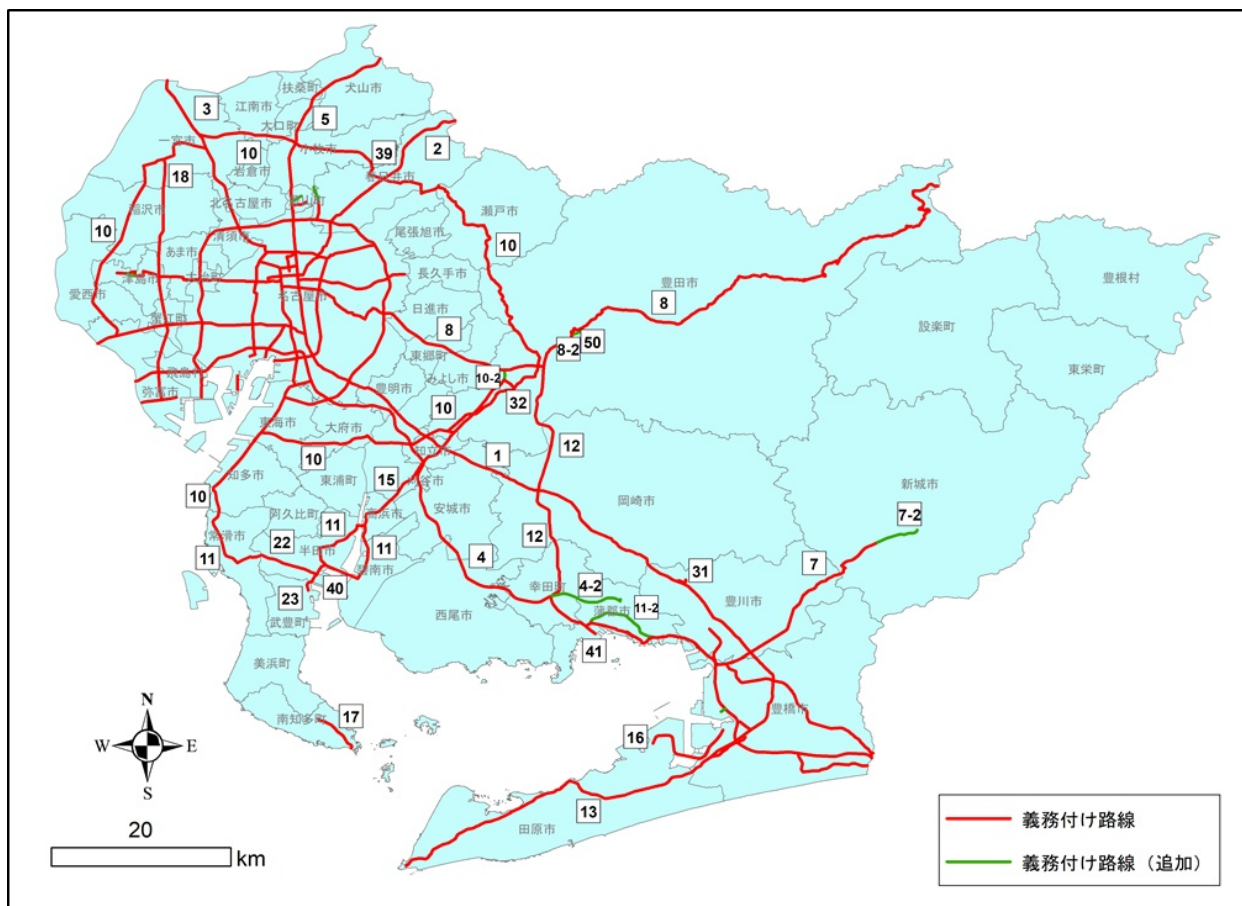


図 2.2 耐震診断義務付け路線図

表 2.3 耐震診断義務付け道路一覧と耐震診断結果報告期限

○2014(平成 26)年 3 月指定道路

	路線名	区間			路線名	区間	
1	国道1号	弥富市	豊橋市	24	(主)名古屋中環状線(59)	名古屋市	東海市
2	国道19号	名古屋市	春日井市	25	(主)名古屋長久手線(60)	名古屋市内	
3	国道22号	名古屋市	一宮市	26	(主)春日井稲沢線(62)	豊山町内	
4	国道23号※	弥富市	豊橋市	27	(主)一宮蟹江線(65)	稲沢市	蟹江町
5	国道41号	名古屋市	犬山市	28	(主)蟹江飛島線(66)	蟹江町	弥富市
6	国道42号	豊橋市内		29	(主)名古屋津島線(68)	名古屋市	津島市
7	国道151号	豊橋市	新城市	30	(主)名古屋西港線(71)	弥富市内	
8	国道153号(※1)	名古屋市	豊田市	31	(主)長沢蒲郡線(73)	豊川市内	
9	国道154号	名古屋市内		32	(主)豊田安城線(76)	豊田市内	
10	国道155号(※2)	弥富市	一宮市	33	(主)名古屋環状線	名古屋市内	
		一宮市	小牧市	34	(主)堀田高岳線	名古屋市内	
		春日井市	常滑市	35	(主)金城埠頭線	名古屋市内	
11	国道247号	半田市	碧南市	36	(一)名古屋犬山線(102)	春日井市内	
		常滑市内		37	(一)境政成新田蟹江線(103)	弥富市内	
		豊橋市内		38	(一)湖西東細谷線(173)	豊橋市内	
		名古屋市	東海市	39	(一)神屋味美線(196)	小牧市	春日井市
		豊田市	幸田町	40	(一)碧南半田常滑線(265)	碧南市	半田市
12	国道248号	豊田市	幸田町	40	(一)碧南半田常滑線(265)	碧南市	半田市
13	国道259号(※3)	豊橋市	田原市	41	(一)蒲郡港拾石線(396)	蒲郡市内	
14	国道302号	名古屋市	飛島村	42	(一)東七根藤並線(406)	豊橋市内	
15	国道419号	豊田市	高浜市	43	(一)田羽名古屋線	名古屋市内	
16	(主)豊橋渥美線(2)	豊橋市	田原市	44	(一)港中川線	名古屋市内	
17	(主)半田南知多公園線(7)	南知多町内		45	(一)名古屋空港線(447)	豊山町内	
18	(主)岐阜稲沢線(14)	一宮市	稲沢市	46	矢場町線	名古屋市内	
19	(主)名古屋多治見線(15)(※4)	名古屋市内		47	(都)名古屋環状線	名古屋市内	
20	(主)春日井各務原線(27)	春日井市内		48	(都)東志賀町線	名古屋市内	
21	(主)東三河環状線(31)	豊橋市内		49	(都)大津町線	名古屋市内	
22	(主)半田常滑線(34)	半田市	常滑市	50	平戸橋水源3号線	豊田市内	
23	(主)半田南知多線(52)	半田市	武豊町				

※路線補足事項(当初指定時から一部区間で路線名の変更があった路線)

- ※1 国道153号 豊田市内 (主)豊田明智線(11)、(一)細川豊田線(340)、旧国道153号4号線を含む
- ※2 国道155号 豊田市内 国道419号(国道153号交点(西町4丁目交差点)～国道155号交点(駒場町向金交差点)を含む
- ※3 国道259号 豊橋市内 (一)野依植田線(408)、(一)東赤沢植田線(409)、豊橋市道植田町・老津町線(283)を含む
- ※4 (主)名古屋多治見線 名古屋市内 (主)名古屋瀬戸線(15)(小幡交差点～国道302号交点)含む

耐震診断結果の報告期限 2019(平成31)年3月31日

○2021(令和3)年3月 指定道路(追加)

	路線名	区間	
4-2	国道23号	蒲郡市内	蒲郡バイパス(幸田芦屋IC～蒲郡IC)
7-2	国道151号	新城市内	新城警察署南交差点～新城インター交差点
8-2	国道153号	豊田市内	平戸大橋西交差点～勘八インター西交差点
10-2	国道155号	豊田市内	豊田南バイパス(東新町5丁目西～豊田安城線(76)交点)
11-2	国道247号	蒲郡市内	中央バイパス(蟹洗交差点～十能交差点)
29-2	(主)名古屋津島線(68)	津島市内	名古屋津島線バイパス(新開交差点～○○交差点)
36-2	(一)名古屋犬山線(102)	小牧市内	春日井市境～航空自衛隊前交差点
51	(一)名古屋空港中央線(448)	豊山町内	国道41号交点～県営名古屋空港○○
52	(一)豊橋港線(393)	豊橋市内	国道23号交点～臨港道路交点

耐震診断結果の報告期限 2024(令和6)年12月末日

(3)特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、法第 14 条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。要安全確認計画記載建築物については、P8～11 参照。）です。所有者は、耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

- a. 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第1号） P13 参照
- b. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第2号）P14 参照
- c. その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第 14 条第3号） P15 参照



a. 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおり法で定められています。

表 2.4 多数の者が利用する建築物

法	政令 第 6 条第 2 項	用 途	規 模
第 14 条 第 1 号	第 1 号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	第 2 号	小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	
	第 3 号	学校 第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		工場	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
	第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

b. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、以下のとおり法で定められています。

表 2.5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令 第 7 条第 2 項	危 険 物 の 種 類		数 量
第 14 条 第 2 号	第 1 号	火 薬 類	火 薬	10 トン
			爆 薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）		
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類		30 トン
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第 5 号	マッチ		300 マッチトン ※
	第 6 号	可燃性ガス （第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く）		2 万立方メートル
	第 7 号	圧縮ガス		20 万立方メートル
	第 8 号	液化ガス		2,000 トン
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）		20 トン	
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200 トン	

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7,200 個、約 120 kg。

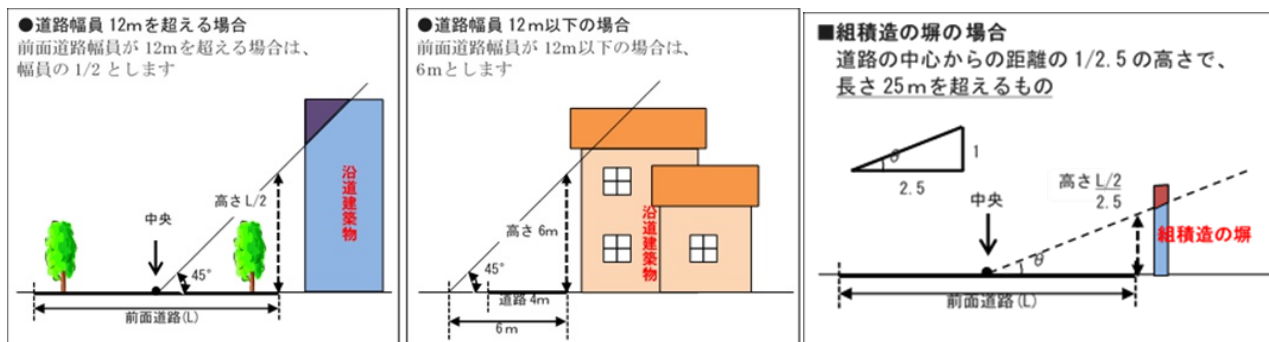
C. 通行障害既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 3 号）

通行障害既存耐震不適格建築物の要件は、以下のア、イのとおり法で定められおり、対象道路は、本計画において、ウのとおりとします。

ア. 通行障害建築物

地震によって建築物が倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（法第 5 条第 3 項第 2 号）道路の通行を妨げる要件は、図 2.3 のとおりです。

[通行障害建築物の要件]



資料：令和2年3月愛知県耐震改修促進計画

図 2.3 通行障害建築物の要件

イ. 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（法第 5 条第 3 項第 2 号）

ウ. 対象道路

(1) 法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める道路

県計画に示す道路(P10 図 2.2、P11 表 2.3)

(2) 法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づき定める道路

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める耐震診断義務付け道路（図 2.2、表 2.3 参照）以外の道路

(3) 法第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき東浦町が定める道路

東浦町地域防災計画に定める第 3 次緊急輸送道路及び避難道路・避難路※とします。

※避難道路・避難路とは、地震等の災害発生時において、緊急輸送道路と指定避難場所及び指定緊急避難場所、福祉避難所を結ぶ主要な道路とします。

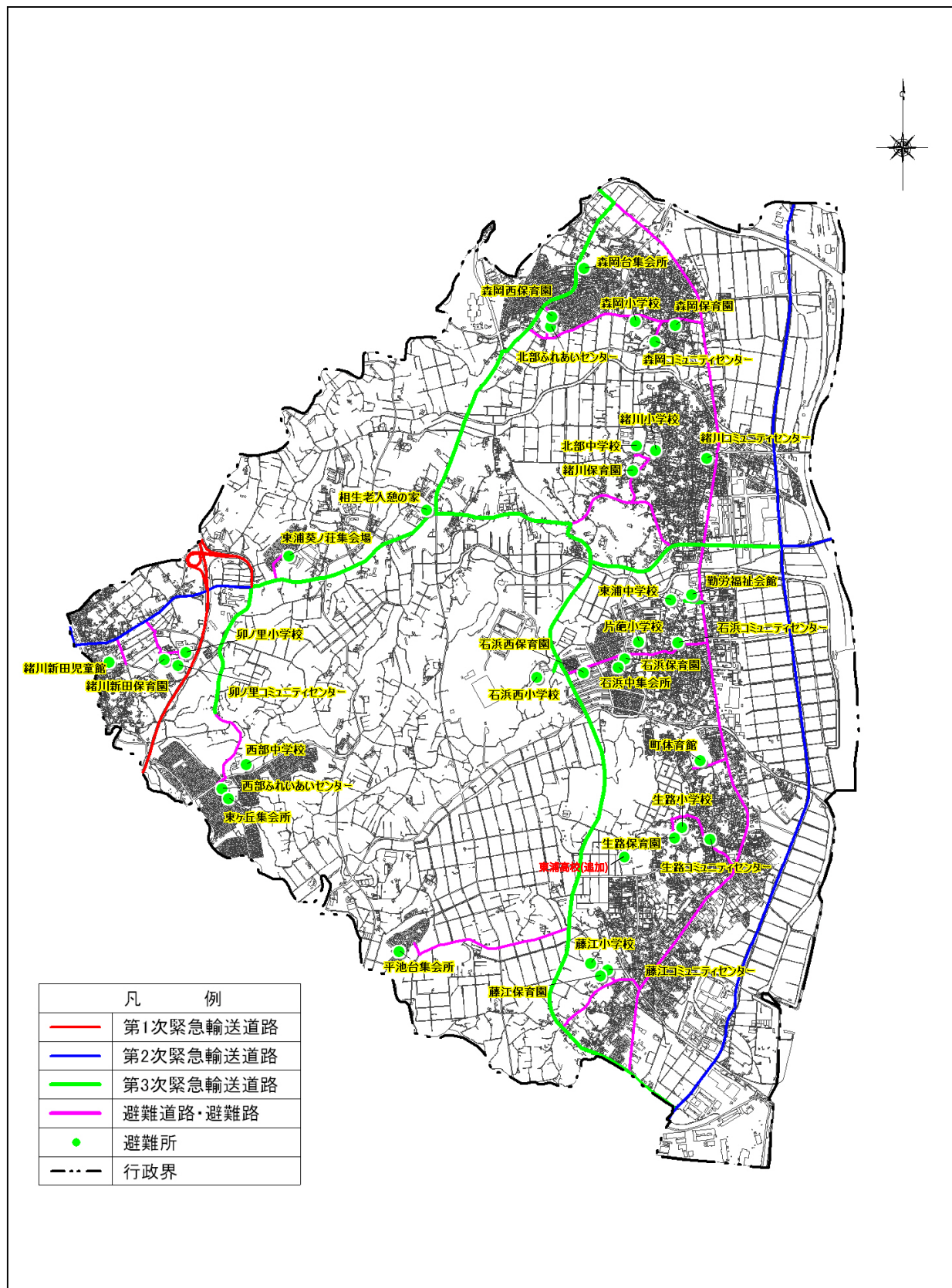


図 2.4 地震発生時に通行を確保すべき道路（対象道路）

2-2 住宅、耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況と目標

1. 住宅、耐震診断義務付け対象建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、1978（昭和 53）年の宮城県沖地震で甚大な家屋倒壊被害が発生したことを機に、1981（昭和 56）年 6 月に大きく改正されました（以下、1981（昭和 56）年 6 月以降の耐震基準を「新耐震」という。）。

この新耐震基準によって建築された建築物は、兵庫県南部地震や新潟県中越地震の大きな地震でもほとんど倒壊しておらず、概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前（新耐震以前）に建築された建築物は、兵庫県南部地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性に疑問があるとされています。

(1)住宅

a.耐震化の状況

本町内における住宅の耐震化の現状は、2020(令和 2)年 1 月時点で、居住世帯のある住宅総数 13,924 戸のうち、耐震性があると判断されるものは 11,076 戸となっており、79.5%の住宅で耐震性があると推計されます。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が 2,848 戸存在することから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

表 2.6 本町における住宅の耐震化の状況

(2020 (令和 2) 年 1 月時点)

(単位：戸)

		住宅数					耐震性のある住宅 ①＋③	耐震化率
		新耐震住宅 (耐震性あり) ①	新耐震以前住宅					
			②	耐震性あり③	耐震性なし ②－③			
木造	H24 計画	9,964	6,157	3,807	569	3,238	6,726	67.5%
	現状	10,400	7,012	3,388	632	2,756	7,644	73.5%
非木造	H24 計画	2,892	2,276	616	504	112	2,780	96.1%
	現状	3,524	2,959	565	473	92	3,432	97.4%
計	H24 計画	12,856	8,433	4,423	1,073	3,350	9,506	73.9%
	現状	13,924	9,971	3,953	1,105	2,848	11,076	79.5%

※「①新耐震住宅」、「②新耐震以前住宅」の推計方法

H24 計画：当初計画の住宅戸数に、固定資産課税台帳に基づく 2 時点（H19.1 と H24.1）間の住宅棟数の変化率を乗じて推計した。

現 状：固定資産課税台帳（R2.1）をもとに推計した。

※「③耐震性あり」の推計方法

H24 計画：木造住宅は、当初計画時点で耐震性のある住宅戸数を減失していないものと想定し、耐震改修補助実績（H16～H24.8）及び町の補助を利用せずに耐震改修した棟数（アンケート調査により把握）を加え推計した。

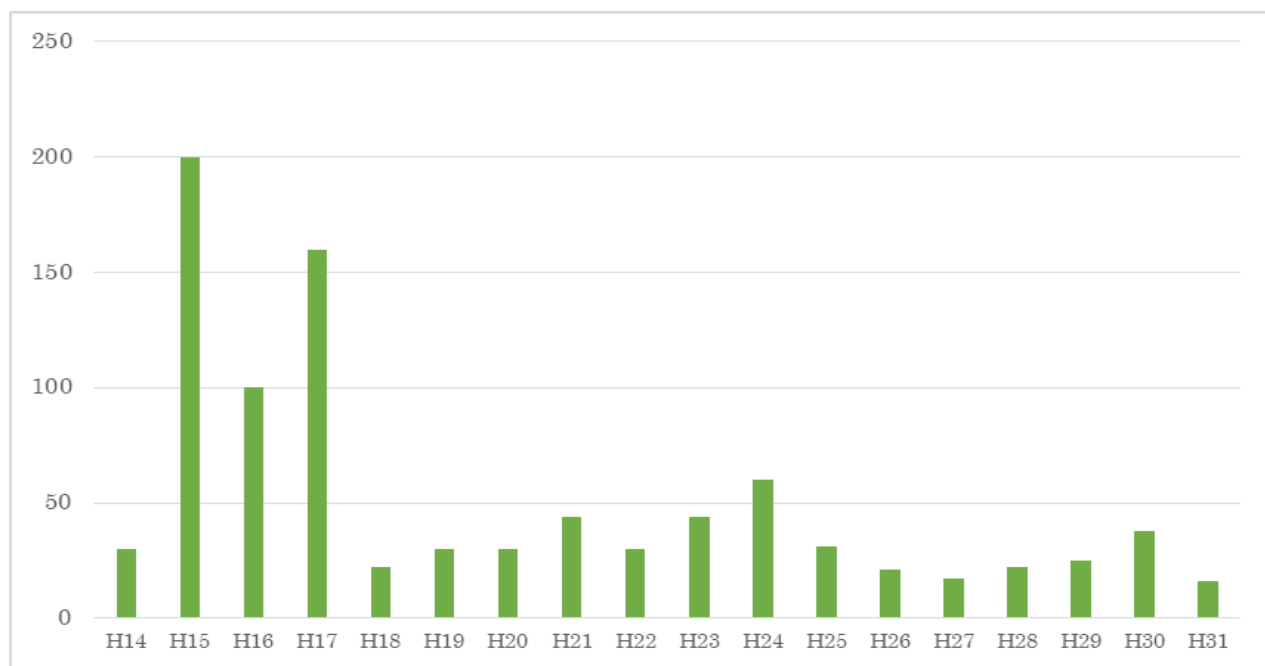
非木造住宅は、県計画の推計値をもとに推計した。

現 状：同上(ただし、アンケート調査は実施していないため、H24 の補助実績との比率を適用)

b.木造住宅の補助実績

耐震診断については2002（平成14）年度から2019（令和元）年度末までに920件、耐震改修については2004（平成16）年度から2019（令和元）年度末までに108件、を実施しています。また、2012（平成24）年度から木造住宅の解体工事費補助を実施しており、2012（平成24）年度～2019（令和元）年度末までに36件実施しています。

木造住宅耐震診断



木造住宅耐震改修・解体補助

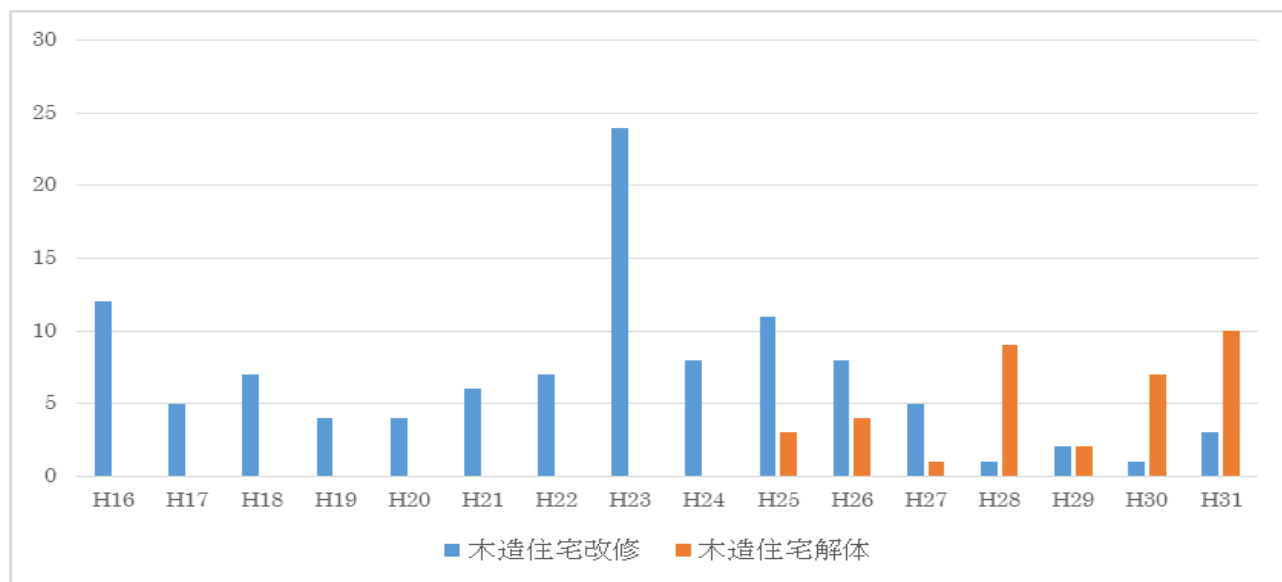


図 2.5 木造住宅耐震診断等補助実績

(2)耐震診断義務付け対象建築物**a.要緊急安全確認大規模建築物**

2021（令和3）年時点において対象建築物は4棟あるが、すべて耐震性があることが確認されており、その結果は、愛知県へ報告済みです。

b.要安全確認計画記載建築物

本町は2021(令和3)年現在、対象建築物はありません。また、2021（令和3）年時点において、愛知県が新たに指定する建築物についても対象建築物はありません。

(3)特定既存耐震不適格建築物**a.「多数の者が利用する建築物」の耐震化の状況**

「多数の者が利用する建築物」（法第14条第1号に規定する用途の特定建築物）の状況をみると、新耐震以前建築物のうち、耐震性がないと判断される特定建築物の棟数は8棟となっています。

表 2.7 本町における「多数の者が利用する建築物」の耐震化の状況
(2020（令和2）年1月時点) (単位：棟)

		新耐震以前の特定建築物		
			耐震性あり	耐震性なし
公共建築物	H24 計画	47	47	0
	現状	32	32	0
うち町有施設	H24 計画	20	20	0
	現状	20	20	0
民間建築物	H24 計画	12	0	12
	現状	8	0	8
合計	H24 計画	59	47	12
	現状	40	32	8

※多数の者が利用する建築物の耐震化状況の時点

公共建築物 H24 計画：2012（平成24）年1月
現 状：2020（令和2）年1月

民間建築物 H24 計画：2012（平成24）年1月
現 状：2020（令和2）年1月

※現状の数値は、H24 計画で挙げられた各特定建築物について、課税台帳（R2.1）に照らして残存・滅失の状況を確認したものである。なお、公共建築物については耐震化の状況を含めて確認。民間建築物については、新耐震以前の特定建築物のすべてを耐震性なしとして一律計上している。

b.「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の耐震化の状況

「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」（法第14条第2号に規定する用途の特定建築物）の状況をみると、新耐震以前の特定建築物（耐震性のあるものを含む。）は、2020(令和2)年1月時点で3棟となっています。

表 2.8 本町における「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の状況

(2020(令和2)年1月時点)

(単位：棟)

		新耐震以前の特定建築物
危険物貯蔵・処理施設	H24 計画	3
	現状	3

※現状の数値は、当初計画で挙げられた各特定建築物について、課税台帳（R2.1）により、2020(令和2)年1月現在の残存・減失・除外の状況を確認したものである。

c. 「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」の耐震化の状況

「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」（法第14条第3号に規定する特定建築物）の状況をみると、新耐震以前の特定建築物（耐震性のあるものを含む。）は、2020(令和2)年1月時点で78棟となっています。

表 2.9 本町における「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」の状況

(2020(令和2)年1月時点)

(単位：棟)

			新耐震以前の特定建築物
愛知県が指定する 緊急輸送道路沿道	木造	H24 計画	0
		現状	0
	非木造	H24 計画	0
		現状	0
東浦町が指定する 緊急輸送道路沿道	木造	H24 計画	53
		現状	50
	非木造	H24 計画	34
		現状	28
合 計		H24 計画	87
		現状	78

※現状の数値

H24 計画で挙げられた各特定建築物のリストをもとに、課税台帳(R2.1)に照らして、2020(令和2)年1月現在の残存・減失の状況を確認した。

2. 耐震化の目標設定の考え方

本計画では、住宅、耐震義務付け建築物について、2025(令和7)年度及び2030(令和12)年度に向けての目標を定めます。

早期に耐震化することが困難な建築物に対しては、減災化を促進します。減災化については、容易で効果的な方法によって建築物の倒壊による圧迫死を限りなくゼロにすることを目標とします。

3. 住宅の目標

住宅については、2025（令和7）年度までの耐震化率の目標を95%とし、2030（令和12）年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

なお住宅は、戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む）全ての住宅を対象に目標を定めます。

表 2.10 住宅の目標

(2020(令和2)年1月時点)

(単位：戸)

2020(令和2)年1月時点の住宅数		13,924
2020(令和2)年1月から2025(令和7)年度までに増加する新築の住宅数※1		117
2025(令和7)年度時点の住宅数(推計※2)		14,041
耐震化の目標		95.0%
耐震性を有する住宅数の目標		13,339
2020(令和2)年1月時点で耐震性がない住宅数		2,848
耐震化の施策を要する住宅数	減失または自主的な耐震改修により耐震化される住宅数※3	317
	2025(令和7)年度時点で耐震性のない住宅数	702
	2025(令和7)年度までに耐震化の施策を要する住宅数	1,829

※1 減失した住宅数を差し引き、実質的に増加した新築の住宅数

※2 2025(令和7)年度の住宅数の推計方法

●2020(令和2)年1月の住宅数/世帯数の割合より、2025(令和7)年度の住宅数を推計

●2020(令和2)年1月の木造・非木造割合より按分

※3 減失または自主的な耐震改修により耐震化される住宅数

(本計画に位置づける方策に関わらず進捗する耐震化の数)

●減失

H24 計画時点と現段階時点の住宅数より、減失される割合を算出し、減失住宅数を推計(減失住宅は、新築に置き換える)

●自主的な耐震改修

2018(平成30)年の住宅土地統計調査(東浦町データ)より、自主的に耐震化される割合を算出し、その住宅数を推計。

4. 耐震診断義務付け建築物の目標

a. 要緊急安全確認大規模建築物

愛知県は、2025（令和7）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標と定めておりますが、本町は現在対象建築物すべて、耐震性があることを確認しております。

b. 要安全確認計画記載建築物

b-1 防災上重要な建築物

愛知県は、2025（令和7）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標と定めておりますが、本町は2021(令和3)年現在、対象建築物はありません。

b-2 通行障害既存耐震不適格建築物

愛知県は、2030（令和 12）年度までに耐震性が不十分なものを半数解消することを目標と定めておりますが、東浦町は2021(令和3)年現在、対象建築物はありません。

5. 住宅・建築物の減災化の目標

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

大規模な地震時にも、住宅が倒壊せず、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、住宅の減災化対策について、取り組みの強化・促進を図ります。

建築物は、社会基盤・生活基盤の基本であることから、住民の生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できるように、建築物の減災化対策に取り組みます。



第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策

3-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が（図 2.2、表 2.3 参照）自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本町は、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度など必要な施策を講じ、耐震改修の実施を阻害している課題を愛知県と連携し解決していきます。

また、耐震改修事業者(設計者・施行者等)は、愛知県や本町が行う耐震化・減災化に向けた取り組みに積極的に協力、参加し、耐震診断や耐震改修に関する技術・知識向上に積極的に取り組んでもらうとともに、住宅・建築物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修の普及・啓発に取り組むこととします。

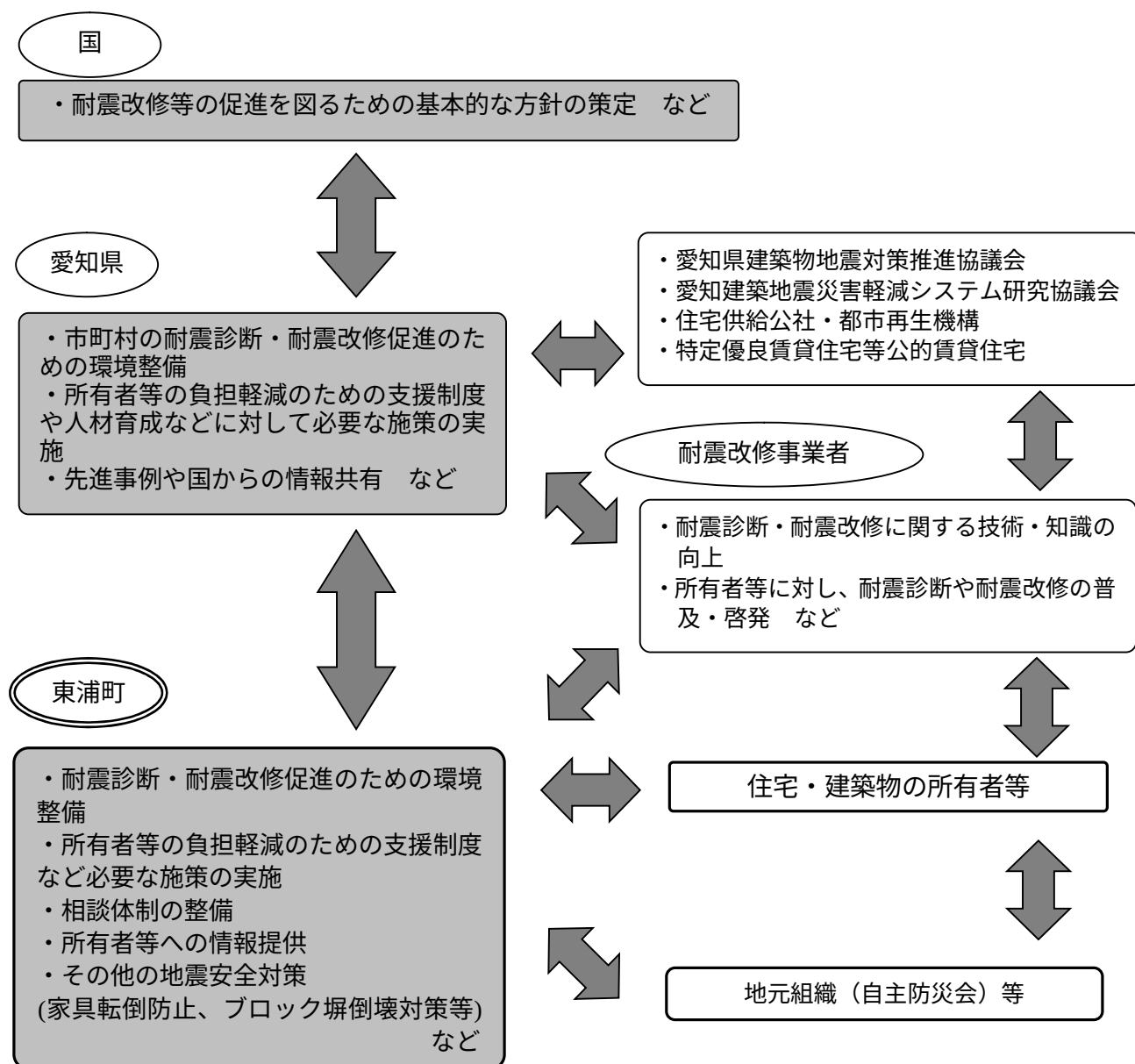


図 3.1 国・愛知県・東浦町・所有者等の役割分担

3-2 促進体制

1. 耐震化及び減災化促進の体制整備

円滑な建築物の耐震化及び減災化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

a.協議会の取り組みとの連携

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本町を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ 11 の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が設置されています。

本町は、推進協議会の取り組みと連携し、耐震化及び減災化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を進めます。

b.建築物等に対する指導等の連携

本町では、耐震診断義務付け建築物や特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しての法律に基づく指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）については、所管行政庁及び特定行政庁である愛知県が行うことになります。そのため、本町は所有者に近い自治体として、これらの指導等について愛知県と連携を図り、的確に耐震化及び減災化を進めます。

① 耐震診断義務付け建築物

・対象建築物の周知

所管行政庁は、対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。期限までに耐震診断結果を報告しない所有者に対し、個別に通知や訪問等を行い、耐震診断結果の報告を促し、それでもなお報告しない場合にあっては、所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、その旨を広報、ウェブページ等で公表します。

・耐震改修の指導助言及び指示

所管行政庁は、耐震診断の結果において、耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、定期的に耐震改修等の指導及び助言を実施し、指導等に従わない者に対しては、必要な指示を行います。

・勧告・命令

所管行政庁は、指導、助言、指示等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を特定行政庁、限定行政庁と連携して行います。

② 指示対象建築物

特定既存耐震不適格建築物で地震に対する安全性の向上が特に必要な建築物（以下「指示対象建築物」という。）に対しては、所管行政庁が、必要な指示をすることができます。（法第 15 条第 2 項）

・対象建築物の周知

所管行政庁は、指示対象建築物（表 3.1）の所有者に対しては、所有建築物が当該建築物である旨の周知を図ります。指示対象建築物の所有者に対して、必要な耐震診断及び耐震改修が行わ

れていないと認めるときは、必要な指示を行います。指示等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を特定行政庁、限定特定行政庁と連携して行います。

③ 指導・助言対象建築物

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修及び耐震診断の適確な実施を確保する必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。（法第 15 条第 1 項）

所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修及び耐震診断の適確な実施を確保する必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。（法第 16 条第 2 項）

2. 耐震診断・耐震改修・減災化の相談窓口の充実

本町では、都市計画課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。また、（公社）愛知建築士会等の協力のもと、相談会を開催し、耐震改修に係る相談に応じているところです。

今後も、このような窓口を通して、耐震診断・耐震改修・減災化の相談に応じるとともに、相談体制の充実を図っていきます。

木造住宅耐震改修相談会
(無料、予約制)

●とき 2月2日(日) 午後1時～5時

●ところ 文化センター

●対象 町の木造住宅無料耐震診断を受けた方

●相談員 木造耐震ネットワーク知多の建築士

※木造住宅耐震改修に積極的に取り組む地元（知多地域）の建築士のグループ

●持ち物 町が実施した「木造住宅耐震診断」の結果報告書

※紛失した方は報告書控えの写しを

当日渡しますので、申込時に申し出てください。

●申し込み 1月8日(金)～24日(金)に氏名、電話番号、建物の所在地を電話・FAX、メール、郵送(当日必着)、あいち電子申請・届出システムまたは直接問い合わせ先へ

国 都市計画課 内線266
(8) 6422

〒470-2192 (住所不要)
townachi-higashimura.jp

国 都市計画課

■木造住宅の無料耐震診断 随時受付中

出典：広報ひがしうら令和2年1月合併号

図 3.2 木造住宅耐震改修相談会の情報提供

表 3.1 耐震改修促進法における規制対象一覧 (法第 16 条を除く)

※旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物※の要件
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ床面積 1,500 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ床面積 3,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ床面積 1,000 ㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ床面積 1,000 ㎡以上	階数1以上かつ床面積 2,000 ㎡以上	階数1以上かつ床面積 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ床面積 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ床面積 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ床面積 5,000 ㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			階数 3 以上かつ床面積 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ床面積 5,000 ㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ床面積 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ床面積 2,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ床面積 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ床面積 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ床面積 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ床面積 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ床面積 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ床面積 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ床面積 5,000 ㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ床面積 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ床面積 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	床面積 500 ㎡以上	階数1以上かつ床面積 5,000 ㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12 m 以下の場合は 6m 超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）
防災上重要な建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

3-3 耐震化及び減災化の普及・啓発

住宅・建築物の耐震化及び減災化を推進するためには、まずは耐震化及び減災化の必要性を周知する必要があります。

そのため、次のような取り組みの展開により、耐震化及び減災化の普及・啓発を図ります。

1. 東浦町防災マップ等の活用

本町では、防災マップ等を作成・配布し、住民や建築物の所有者等に地震災害に関する情報提供を行っています。

今後も防災マップ等を活用し、耐震化及び減災化の普及・啓発を図ります。



(平成 26 年 11 月時点)

図 3.3 防災マップ

2. インターネット等による情報提供

本町では、町のホームページにおいて、地震災害等に対する備えや耐震化に関する情報等の提供を行っています。今後は、SNS 等の情報手段を積極的に活用し、耐震化に関する有用な情報を所有者へ提供できるような普及啓発手法を検討し広く情報提供を行っていきます。

さらに、耐震化に関する情報の充実を図るとともに、減災化（耐震シェルター等）の情報提供に努めます。

地震の心得10か条

地震は、不意に襲ってきます。地震のとき何よりも大切なことは、ふだんからの準備と冷静な行動です。

1. まずわが身の安全！

太いテーブル、机などの下に身をかくす。



2. すばやく火の始末！

怖いのは火災。すばやく火の始末をする。



3. 脱出口を確保！

玄関などの扉を開けて出口を確保する。



4. 火が出たらすばやく消火！

初期のうちに火を消すことが大切。



5. あわてて戸

周囲の状況をよく確かめ

6. 門や塀、カ

危険な場所にいる時は急

7. がけ崩れ、

急傾斜地は、がけ崩れが

8. 避難は徒歩

自転車は絶対に使わない、あける。

9. 協力しあつ

急場には、お互い助けあ

10. 正しい情報

役所、消防署、警察などの指示に従って、沉着な行動をとる。



耐震化促進

 耐震診断事業  木造住宅耐震改修事業  耐震シェルター整備費補助事業  耐震改修促進計画	 非木造住宅耐震診断事業  木造住宅等解体事業  建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について  耐震等関連事業補助金の代理受領制度
---	--

図 3.4 東浦町HPにおける情報提供(R3.1現在)

3. その他普及・啓発活動

本町では、愛知県と連携して、「町広報での耐震化等に関するPR」「ダイレクトメールの送付」「回覧板PR」「防災訓練等での減災化に関するPR」など、耐震化等の啓発活動を推進してきました。

今後も、愛知県と連携した啓発活動の推進により耐震化及び減災化の促進を図ります。

耐震診断、詳細は問い合わせ先へ 耐震改修を行おう！

住民の皆さんの生命や財産を守るため、木造住宅の無料耐震診断および木造住宅耐震改修費補助などを実施しています。
※無料耐震診断および各種補助は予算の範囲で行っていますので、必ず事前に相談をお願いします。

●問い合わせ 都市計画課 内線266

無料耐震診断とは？

町が派遣する診断員が現地調査を行い、後日診断結果の説明と一般的な補強のアドバイスおよび修繕工事費の提示を無料で行います。

●対象建築物
昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅
※ツバイフォー、プレハブ、数寄造などは対象外
●対象
対象建築物の所有者または居住者

木造住宅耐震改修費補助とは？

木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度です。

●補助金額
耐震改修に要する費用で上限100万円以内

●補助対象
・町の無料耐震診断を受け、診断の判定値が1.0未満の住宅で、耐震改修工事後の判定値が1.0以上となる住宅（ただし、判定値に0.3を加算した数値以上のものに限定）
・工事が当該年度の2月末までに完了するもの

非木造住宅耐震診断費補助とは？

鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの非木造住宅（プレハブは対象外）の耐震診断費の一部を補助する制度です。

木造住宅解体工事費補助とは？

耐震性がない建築物の解体を推進するため旧基準木造住宅または旧基準木造建築物の解体工事にかかる費用の一部を補助する制度です。

木造住宅耐震シェルター整備費補助とは？

高齢者が居住する耐震性がない木造住宅の耐震シェルター整備に要する費用の一部を補助する制度です。

訪問販売による「点検商法」に注意！



「無料耐震診断」「無料点検」を口実に家庭訪問し、高額な工事費や商品の契約を結ばせるトラブルが発生しています（耐震改修工事は契約後8日以内ならクーリング・オフ可）。
町が行う「無料耐震診断」は、申し込み後、事前に診断員名などの通知をしています。

広報ひがしうら 令和2年6月15日号 / 2

出典：広報ひがしうら令和2年6月15日号

図 3.5 町広報での耐震化等に関するPR

3-4 重点的に耐震化及び減災化を進める区域の設定

1. 重点的に耐震化及び減災化を進める区域の基準

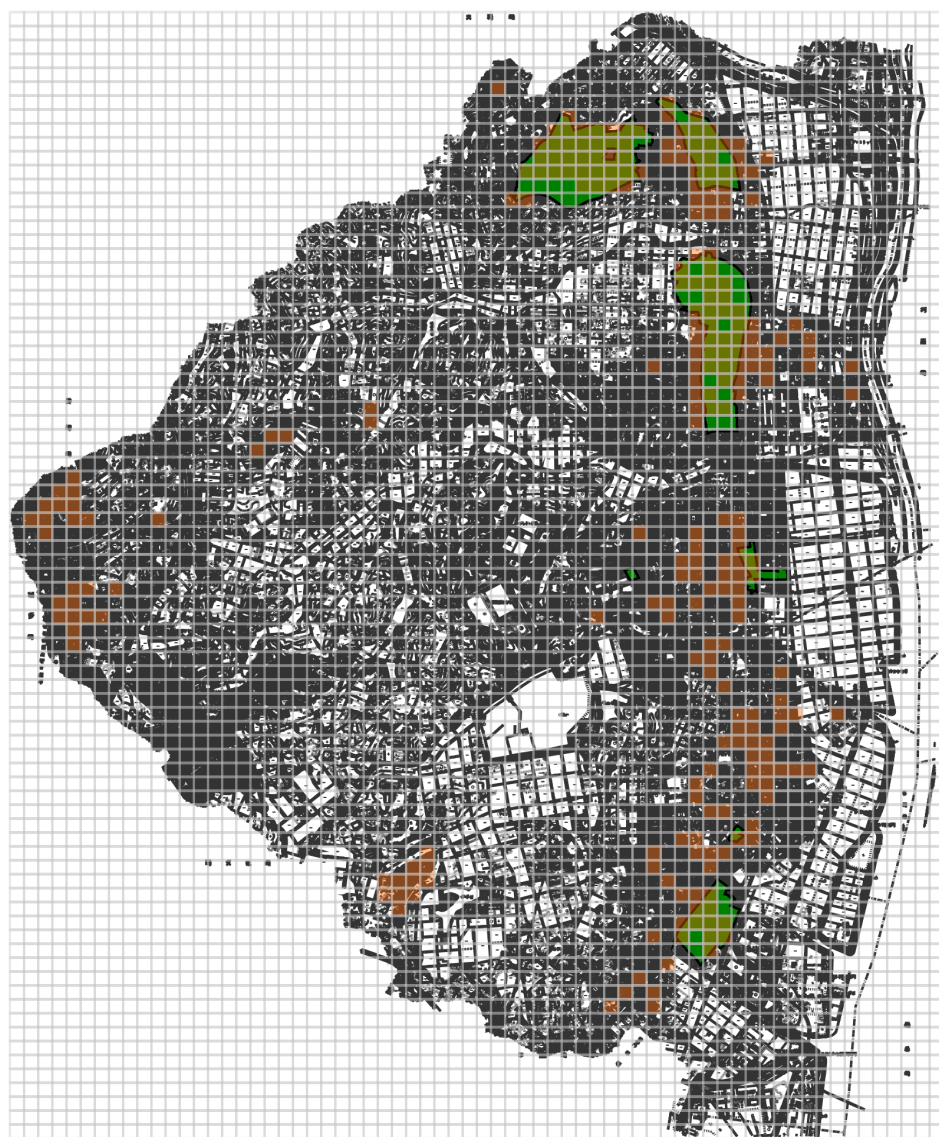
重点的に建築物の耐震化及び減災化を促進すべき区域としては、緊急輸送道路沿いや防災活動拠点及びその周辺区域、狭あい道路の割合が高い区域、旧耐震木造住宅及び老朽木造建築物が密集している区域があげられます。

2. 重点的に耐震化及び減災化を進める区域に対する取組方針

重点的に建築物の耐震化及び減災化を進める区域においては、地域住民が自ら防災対策を実施することや防災力のある地域づくりへの関心を高めるための講演会や勉強会などを開催し、耐震診断や耐震改修の促進、家具の転倒防止策等を積極的に推奨します。

また、それと同時に、旧耐震木造住宅分布図(P31 図 3.6)を用いながら、ローラー作戦（町職員等による戸別訪問）を進めるなど、当該区域住民の地域づくりへの意識向上を図りつつ、計画的なまちづくりの展開に努めます。





- ①令和元年度都市計画基礎調査密集市街地
- ②耐震診断補助実績 2 戸以上のメッシュエリア
- ③①及び②が重なったエリア

メッシュエリア：町内を 100m 四方で区切った区域

データ：令和元年度愛知県都市計画基礎調査密集市街地及び木造住宅耐震診断申込実績より

図 3.6 旧耐震木造住宅分布図

– 32 –

木造	耐震シェルター 一整備費補助	対象となる 住宅	①町又は（一財）愛知県建築住宅センターが実施した無料耐震診断の結果、判定値が0.4未満と診断された住宅 ②高齢者等又は地震発生時避難することが困難であるものが居住している住宅	
		補助金額	補助対象経費の額又は30万円の少ない額	
非 木 造	耐震診断費 補助	対象となる 住宅	1981（昭和56）年5月31日以前着工の非木造住宅（戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る）。ただし、プレハブ構造等は除く。）	
		補助対象経費 限度額	一戸建て非木造住宅	1戸当たり13万6千円を限度
			一戸建て以外の 非木造住宅	延べ床面積が1,000㎡以内の部分は1㎡当たり3,670円以内
				延べ床面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1㎡当たり1,570円以内
				延べ床面積が2,000㎡を超える部分は1㎡当たり1,050円以内
		設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができる。		
補助金額	補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。			

2. 住宅に係る耐震改修促進税制

耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除や既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として講じられています。

本町では、耐震改修を行った方が、これらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。



4-2 住宅に関するその他の取り組み

1. 安価な耐震改修工法の普及・啓発

本町では愛知県と連携し、住宅の耐震診断事業や耐震改修費補助事業を行っています。しかし、民間住宅の耐震改修に要する費用は200万円を超えることが多く、改修費補助を受けても所有者等の自己負担は100万円を超えている状況です。

住宅の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが重要であり、安価な耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

こうしたなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。この協議会では、大学の研究及び施設を活用した実証実験などによる新しい工法の開発や企業が開発した新工法の評価をするなど、多くの耐震改修工法を開発・評価してきました。

これらの情報を受けて、本町では、住宅の所有者がより容易に取り組めるよう、耐震改修事業者への普及、窓口相談の際、安価な耐震改修工法について紹介する等の普及・啓発を行っており、今後も、住宅の所有者がより容易に耐震化に取り組めるよう努めていきます。

2. 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、個々の住宅所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、住宅の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して取り組むことが大切です。

本町では、このような地域が主体となった取り組みについて、広報で地域の活動の重要性を紹介しているほか、防災訓練等の場においてPR活動等を行っています。

今後も、耐震出前講座の活用を検討するなど、このような地域が主体となった取り組みを促進していきます。

3. 東浦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについて

住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要になります。そのため、「東浦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進していきます。

4. 公的機関による改修促進支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があります。この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

このため、法第29条および第30条に定める特例規定（公社等が所有者・管理者の委託を受けて共同住宅等の耐震診断及び耐震改修を実施）を必要に応じて活用し、耐震化の促進を図っていきます。

4-3 耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進

1. 耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化

(1) 公共建築物

これまでに、耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物のうち公共建築物については、国や県との連携を図りながら、優先的に耐震化を図ってきました。その結果、すべて耐震化がなされたところです。

(2) 民間建築物

耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物のうち民間建築物については、その所有者に対して必要に応じて、耐震改修促進法に基づく指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）を愛知県が行うことになります。本町は、所有者に近い自治体として、これらの指導等について愛知県と連携を図り、的確に耐震化を進めます。

また、要安全確認計画記載建築物の場合は、愛知県は、要安全確認計画記載建築物の耐震性を確保する必要があると認められるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、耐震改修について必要な指導等を行うことになり、さらに建築基準法に基づく特定行政庁として勧告命令を行うこととなります。本町は、愛知県と連携し要安全確認計画記載建築物についても耐震化を促進します。

特に通行障害既存耐震不適格建築物については、愛知県が対象建築物を調査し、通行障害既存耐震不適格建築物の所在を把握するとともに、所有者に対しては、所有する建築物が通行障害既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報発信することとされています。また、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度をPRして耐震化の促進を行うこととされています。

本町では、愛知県との連携を図り、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、所有する建築物が通行障害既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報発信を行います。

2. 特定既存耐震不適格建築物以外の公共建築物の耐震化

特定既存耐震不適格建築物以外の公共建築物のうち、町が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、本計画で位置づけた耐震化計画に基づき耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表することとします。

(1) 対象公共建築物

本町が所有する建築物のうち、1981（昭和56）年5月31日以前に着工されたものが「対象公共建築物」です。（耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない建築物とする。）

(2) 対象公共建築物の現状

耐震診断を行った対象公共建築物36棟に関して、耐震化が必要な対象公共建築物は、順次耐震改修を実施してきており、2020（令和2）年3月現在、残り1棟が耐震化未対応という状況です。

また、未診断対象公共建築物数は、2棟となっています。

表 4.3 対象公共建築物の耐震化状況集計結果（2020（令和2）年4月現在）

対象公共 建築物	耐震診断状況					
	未診断棟数	耐震診断済棟数	耐震化状況の内訳			
			耐震化不要 棟数	耐震化済 棟数	耐震改修中 棟数	耐震化未対応 棟数
41	2	36	25	10	0	1

表 4.4 対象公共建築物の耐震化状況（2020（令和2）年4月現在）

未診断施設		耐震診断済施設							
		耐震化不要施設		耐震化済施設		耐震改修中施設		耐震化未対応施設	
緒川第2排水機場	1棟	緒川分団詰所	1棟	森岡保育園	1棟			藤江ポンプ場	1棟
石浜排水機場	1棟	石浜分団詰所	1棟	文化センター	1棟				
		生路分団詰所	1棟	藤江分団詰所	1棟				
		緒川保育園	1棟	緒川老人憩の家	1棟				
		石浜保育園	1棟	緒川新田老人憩の家	1棟				
		石浜西保育園	1棟	新田児童館	1棟				
		東浦中学校	1棟	保健センター	1棟				
		森岡小学校	2棟	勤労福祉会館	1棟				
		緒川小学校	2棟	緒川小学校	1棟				
		卯ノ里小学校	1棟	石浜老人憩の家	1棟				
		片葩小学校	3棟						
		石浜西小学校	1棟						
		生路小学校	1棟						
		藤江小学校	2棟						
		森岡コミュニティセンター	1棟						
		緒川コミュニティセンター	1棟						
		卯ノ里コミュニティセンター	1棟						
		石浜コミュニティセンター	1棟						
		生路コミュニティセンター	1棟						
		藤江公民館	1棟						
合計	2棟	計	25棟	計	10棟	計	0棟	計	1棟
合計 36棟									

(3) 耐震化計画

「石浜老人憩の家」については、2016（平成28）年度に耐震改修工事を実施しました。

また、耐震化未対応の「藤江ポンプ場」、未診断の「緒川第2排水機場」、「石浜排水機場」については、住民が利用する建築物ではないため、耐震改修の必要性を含め今後も検討していきます。

3. 特定既存耐震不適格建築物以外の民間建築物の耐震化に対する支援策

特に災害時に重要な施設は、平常時における安全確保だけでなく、災害時の機能確保の観点からも耐震性の確保が求められているため、優先的に耐震化を進める必要があります。

引き続き、民間建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行っていきます。

第5章 減災化促進

5-1 住宅・建築物に関する取り組み

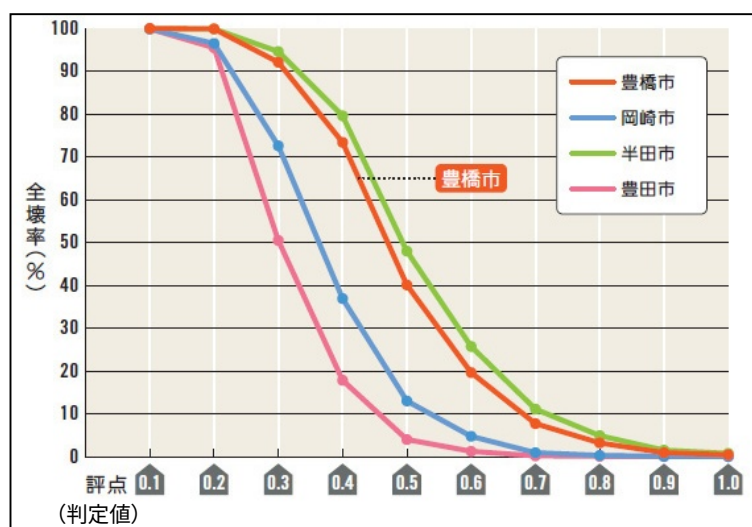
住宅・建築物の倒壊による圧迫死を限りなくゼロにすることなどを目標とした、住宅・建築物に関する減災化の取り組みを推進します。

1. 木造住宅の段階的耐震改修の促進

木造住宅の耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の判定値(I_w 値)を1.0以上に耐震改修が困難なことが挙げられます。一方で、既往の研究により、判定値0.7以上に耐震改修すれば、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かっています。

段階的耐震改修では、これまでのような判定値1.0以上に耐震改修ではなく、耐震改修工事を1段階目に判定値0.7以上、2段階目に判定値1.0以上(耐震化)にするため、判定値が低い住宅の全壊率を低減できる、安価な工事費用で工期を短縮できる、避難時間を確保できるなど、減災化に効果的であると考えられます。

以上を踏まえて、今後、周知活動を行う等により段階的耐震改修を促進します。



出典：木造住宅の耐震リフォーム（名古屋工業大学、名古屋大学、(株)えびす建築研究所）

図 5.1 東海地震と東南海地震が同時に発生したときの建築物の全壊率と耐震診断判定値の関係

2. 耐震シェルター等の設置

耐震化が進まない理由の一つに、高齢者世帯の住宅においては、住宅全体を耐震改修する工事費と居住環境のバランス等から、耐震改修に消極的な傾向にあります。そこで、住宅全体ではなく、例えば、寝室の一部だけを重点的に補強することで、住宅の倒壊から人命を守ることのできる、耐震シェルターや耐震(防災)ベットの設置は有効です。以上を踏まえて、耐震シェルター設置補助事業等により、減災化を進めていきます。

3. 家具等の転倒防止対策

家具等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となったり、倒れた家具が出入り口をふさぎ、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

そのため、本町では、家具の転倒防止対策について、ホームページ等による周知等を行ってきました。また、65才以上のひとり暮らしの方を対象に、無料で家具を固定する「家具転倒防止器具取付事業」を行っています。

今後も、このような家具の転倒防止対策を推進していきます。

家具転倒防止器具取付事業

事業内容

家の中でも利用の多い居間、寝室などにある家具（器具を取り付けることができる家具）を固定し、地震時における家具転倒事故の防止を図ります。

対象者

65才以上のひとり暮らしの方

65才以上の高齢者世帯

取り付け方法

固定したい家具、家具が設置されている場所を考慮し、適当な器具を4個まで取付けます。

（注）取付けに際して下見を実施する場合があります。

利用者負担

- ・下見費用、器具の取付け費用については無料
- ・器具費用は自己負担となります。

【参考 シルバー人材センター税抜価格】

L型金具 170円 チェーン 207円

布バンド 550円 補強材 250円

申し込み・問い合わせ

ふくし課

出典：東浦町 HP(R3.1 現在)

図 5.2 家具の転倒防止に関する情報提供

4. 非構造部材の落下防止対策

東北地方太平洋沖地震や熊本地震では、大規模空間の天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等の非構造部材の被害が多くありました。窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があるため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性について、ホームページ等で広く周知を図ります。

5. エレベーター・エスカレーター・建築設備に関する取り組み

近年、地震発生時において、エレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されており、2014(平成26)年4月の建築基準法施行令の改正において、脱落防止対策等が明確に示されました。また、多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、支持金具の耐震化、釣合いおもりの脱落対策、戸開走行保護装置の設置などの防災対策改修や、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について、ホームページ等で広く周知を図ります。

エレベーター地震対策の実施について

2018年6月に発生した大阪北部地震では、エレベーターの閉じ込めや運転休止が多数発生し、救出や運転復旧に長時間を要しました。南海トラフ大地震では、更なる事態も想定されます。

現行の建築基準法令に規定されているエレベーターの地震対策の実施、防災キャビネットの設置、地震時の停止エレベーターの復旧順位へのご理解等について、施設所有者の方に周知していただくため、国土交通省の作成した「大阪府北部を震源とする地震によるエレベーターの被害状況の分析と対策」を掲載しました。



[大阪府北部を震源とする地震によるエレベーターの被害状況の分析と対策 \(PDFファイル: 935.4KB\)](#)

出典：東浦町 HP(R3.1現在)

図 5.3 エレベーター地震対策に関する情報提供

6. 老朽家屋の除却、建替えの促進

本町では、木造住宅等の倒壊による被害を軽減するため、2013(平成25)年度に東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付要綱を創設し、町が実施した無料耐震診断の結果、判定値が0.7未満(倒壊する可能性が高い)と診断された住宅の解体や、1981(昭和56)年5月31日以前に着工された建築物であって、腐食、傾斜、崩壊等、倒壊の可能性が高いと判断でき、倒壊した場合、道路又は公共施設の利用者に被害を及ぼすおそれのある建築物として、町長が認めたものの解体を促進しており、倒壊する可能性が高いと診断された住宅については、2013(平成25)年度から2019(令和元)年度までに36件の取り壊しを実施し、老朽家屋の除却、建替えを促進しています。

7. 新耐震住宅に関する取り組み

新耐震基準の住宅については、今後、建築年数が経過することに伴い、劣化が進行することから、劣化箇所を把握し、補修をしていくことで耐震性能を維持していくことが重要であり、定期的な住宅の点検を実施することを推奨していきます。

また、熊本地震においては、新耐震基準の導入以降の木造住宅の倒壊が、接合部の仕様が不十分であったものに多くみられました。

国は、建築基準法で接合部の仕様が明確化された 2000(平成 12)年以前に建築された木造住宅に対する、耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を示すとともに、リフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨しております。本町としては、この検証法の周知等を行っていきます。

5-2 その他の取り組み

建築物以外についても減災化の取り組みを推進します。

1. ブロック塀に関する取り組み

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

このため、本町では、「東浦町生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金制度」により、ブロック塀の撤去費用の補助を行っています。補助事業(住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金基幹事業))の対象となる路線は、本町内における住宅や事務所等から東浦町地域防災計画付属資料 14 に掲げる避難所や避難場所へ至る経路になります。

今後もブロック塀の危険性について、パンフレットやホームページ等において住民に周知します。

表 5.1 生垣設置及びブロック塀等の撤去に関する補助

目的	生垣の設置及びブロック塀、コンクリート塀、石塀、レンガ塀又は土塀（以下「ブロック塀等」という。）の撤去を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、緑化の推進及び良好な住環境づくりを促進するとともに、併せてブロック塀等の倒壊による災害の防止に寄与する。	
用語の定義	生垣の設置	町内で住宅、店舗、工場、事業所等の用に供している土地において次に掲げるすべての基準に適合する健全な樹木の植栽をいう。 ①生垣は、道路又は隣地沿いにあり、延長が連続して2メートル以上ある植栽であること。なお、道路沿いの生垣は、道路中心線から2メートル以上離れた場所に行うこと。 ②樹木は、道路又は隣地境界から幹を0.3メートル以上離して植栽すること。ただし、隣地所有者の同意が得られているときは、隣地境界から幹を0.3メートル未満に植栽することができる。 ③樹木の高さは、植えた状態で地盤面から0.6メートル以上であること。 ④生垣の延長1メートルにつき原則として2本以上の樹木を植栽すること。 ⑤ブロック、コンクリート、石、レンガその他これらに類するもので基礎を設け、その上に生垣を設置する場合は、当該基礎の高さが、地盤面から0.4メートル以下とすること。 ⑥生垣を柵等に併設する場合には、当該柵等が道路又は隣地からの視界を遮らない状態にすること。柵等の基礎を連続して設ける場合は、0.4メートル以下の高さとする。 ⑦樹木が暴風雨等により倒れることのないよう十分な処置をすること。 ⑧樹木は、土地と生垣に適した樹種とすること。
	ブロック塀等の撤去	ブロック塀等を生垣にするために、これを取り壊す工事又は、道路若しくは公共施設の敷地に沿った、地盤面から高さが1メートル以上のブロック塀等を取り壊す工事とする。
補助金の額	生垣の設置	生垣の延長に2メートル当たり2,000円を乗じた額 ○限度額100,000円（1,000円未満の端数は切り捨て）
	ブロック塀等の撤去	ブロック塀等の撤去に要する費用又は撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額 ○限度額150,000円（1,000円未満の端数は切り捨て）

出典：東浦町生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金交付要綱（令和2年4月現在）

2. 建築物の敷地に関する取り組み

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、県計画では、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による移転や、「土砂災害対策改修費補助事業」による住宅・建築物の改修による安全対策を促進しています。

また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれがある大規模盛土造成地について、安全性把握調査を進めていきます。また、当該調査の結果、滑動崩落等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれの大きいことが判明した造成宅地の区域については、愛知県と連携して法令に基づき「造成宅地防災区域」の指定を検討していきます。

本町では、愛知県との連携を図り、これらについてホームページ等で情報提供を行っていきます。

3. 液状化・津波に関する取り組み

愛知県では、液状化について、その危険性の周知にあわせ、住宅における対策方法等に関する情報提供を推進し、さらに津波については、「津波防災地域づくり法」に基づき、南海トラフで発生が予測される最大クラスの津波を対象とした「津波浸水想定」を設定・公表し、その範囲を住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的被害を防止することを目的とした「津波災害警戒区域」を指定しています。

本町では、津波に対する避難の目安となるよう、地形図に標高 5mと 10mの等高線を入れた「東浦町等高線マップ」を地区別に作成しています。この「等高線マップ」は、町のホームページでも閲覧することができます。

今後も、愛知県との連携を図りながら、このような取り組みを継続し安全対策に努めていきます。

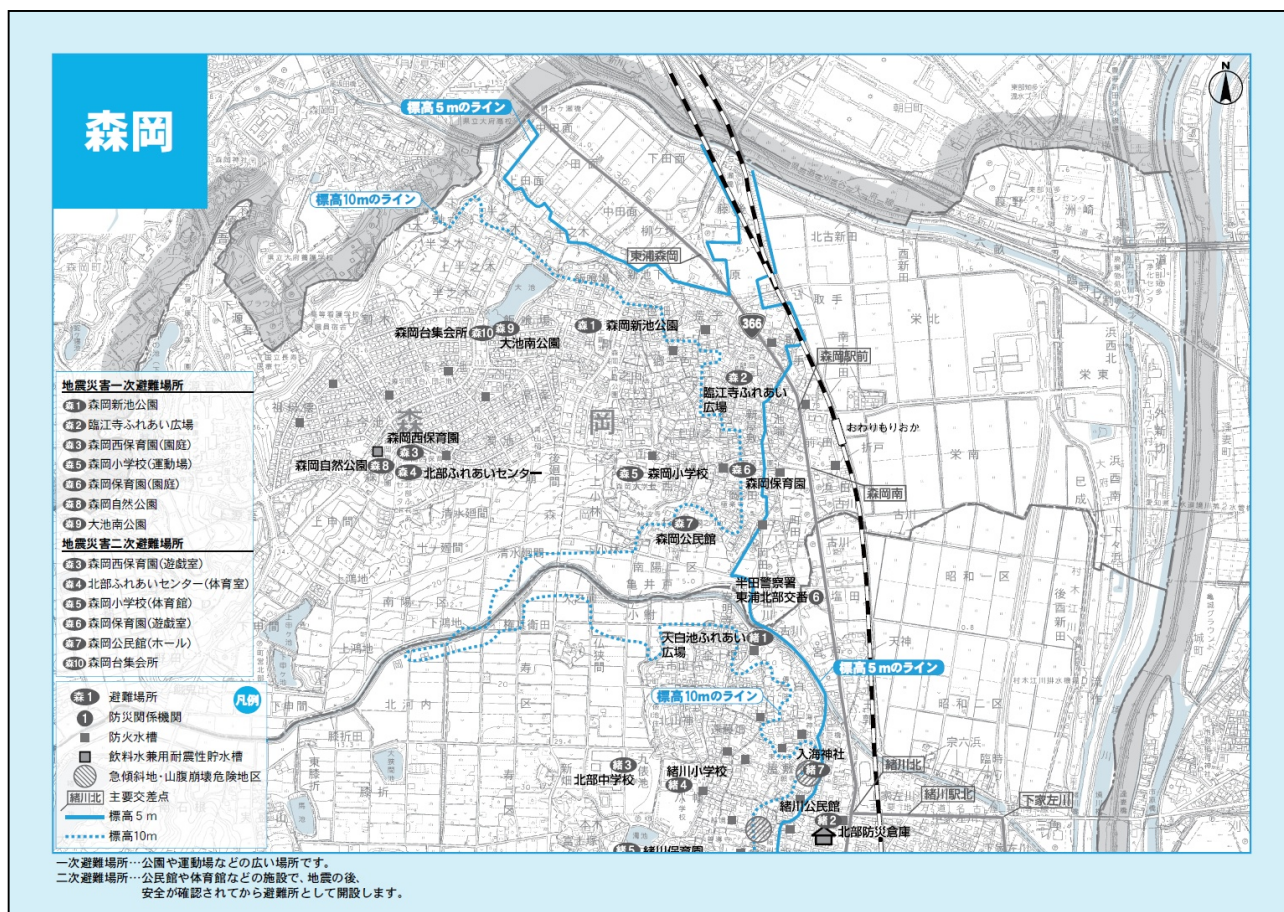


図 5.4 東浦町等高線マップ

第6章 計画達成に向けて

1. 計画的な耐震改修

住宅及び特定既存耐震不適格建築物については、進捗状況を確認しながら、耐震改修を促進します。

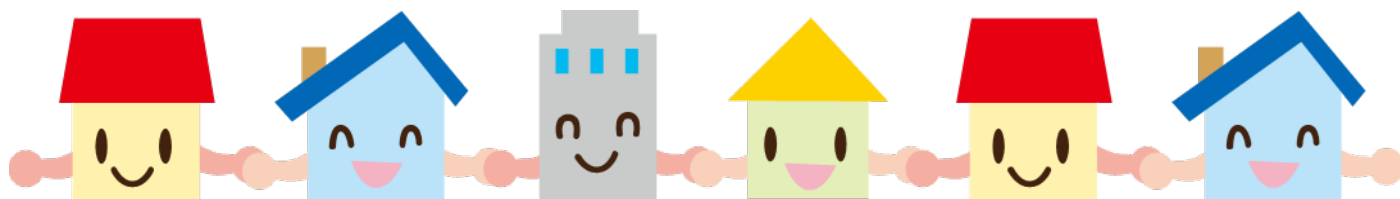
耐震義務付け建築物については、現在すべての対象建築物において、耐震性があることが確認されているため、新たに耐震性のない建築物において指定された場合は、耐震改修を促進していきます。

住宅に関しては、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績をもとに、進捗状況の確認を行います。また、特定既存耐震不適格建築物に関しては、愛知県と連携して進捗状況の確認を行います。

進捗状況を踏まえ、必要に応じて、計画達成に向けて必要な取り組みを行っていきます。

2. 耐震改修促進計画の適切な見直し

本計画については、2025（令和7）年の中間時点において、目標の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行います。合わせて社会情勢の変化や関連計画等の整合性なども踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。



東浦町耐震改修促進計画

編集発行 東浦町都市計画課

知多郡東浦町大字緒川字政所 20

TEL 0562-83-3111 (代)
